

平成30年度 第2回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成30年度第2回評議員会議事録

1. 日 時 平成30年11月22日(金) 午後2時～午後2時30分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室

3. 出席者

評議員総数 7名

評議員出席者 6名

評議員	樋口 麻人	評議員	阪上 繁昭
評議員	迫田 博幸	評議員	原田 賀代子
評議員	常岡 豊	評議員	小山 達也

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二 監 事 西尾 幸道

開会にあたり、評議員会運営規則第13条第2項の規定により、評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより小山評議員が議長となり、評議員会運営規則第16条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 樋口 麻人

議事録署名人 阪上 繁昭

4. 議 案 報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」
議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第3号）」

5. 議 長 小 山 達 也

6. 議事録作成者 賤 間 法 生

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですのでただいまより平成30年度第2回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会を開催いたします。

開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 本日はご多忙の中、平成30年度第2回の伊丹市社会福祉事業団評議員会に、あわせて両監事の方にもご出席を賜り、ありがとうございます。

去る10月6日に法人設立30周年の記念式典を行いました。皆様方をはじめ多くのご来賓、ボランティアの皆様をお迎えしまして、盛大に開催できましたことに対しまして、この場をお借りしまして改めて皆様方に厚く御礼申し上げます。式典の中でも申し上げましたように、これまでの事業団30年に思いをはせながら、当法人のこれからの挑戦に職員一同決意を新たにいたしましたところでございます。今後とも当法人の運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本日の議事でございますが、本日は新たな事業展開の1つとしまして、ケアハイツいたみにおける居宅介護支援事業所の開設に関する諸経費の件、さらには去る9月4日の台風21号によります老人ホーム等の施設の修繕に対する経費、及び法人全体に関わる12月以降の人件費の補整予算等、報告が1件、議案が1件を予定しております。詳細につきましては法人事務局長をはじめ、職員よりご説明いたしますのでご審議賜りますようよろしくご願ひいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

(3) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただきにあたりまして、議長の選出を行いたいと思います。

評議員会運営規則第13条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、小山評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、小山評議員に議長をお願いしたいと思います。

(4) 出席状況

- 議長 議長をさせていただきます小山でございます。よろしくお願いいたします。
- 本日の第2回評議員会ですが、報告案件が1件、議案が1件ということでご審議を賜りたいと思います。まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。本日の出席評議員は、6名でございますので、評議員会運営規則第16条第1項に定める過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

- 議長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
樋口評議員さん・阪上評議員さんをお願いします。

(6) 議事

- 議長 それではこれより議事に入らせていただきます。

それではまず、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」のご報告をいただきたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

- 事務局 それでは報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」をご説明させていただきます。

今回の専決処分は2件ございまして、議案書の目次の裏にございます細目次に記載のとおり、補正予算第1号及び第2号であり、議案書は1ページから5ページにかけて掲載しております。いずれもその処置に特に緊急を要したものでございますが、まず第1号の補正予算につきましては、参考資料の別紙1の補正予算書、3ページをご覧ください。これは、療養通所介護事業所における送迎の運転手が6月末をもって退職することに伴い、代替の職員を募集しておりましたが結果として採用

に至らず、送迎業務自体を委託するために必要な予算を7月1日付で措置したものでございます。

続きまして補正予算第2号につきましては、参考資料の別紙3をご覧ください。今年には数多くの台風が日本に上陸、または接近したところでございますが、皆様ご存じのとおり、9月4日に西日本に上陸した台風21号により、老人ホーム及び東有岡ワークハウスの建物が大きな被害を受けたところでございます。ご覧の写真は被害の一部を写したものでございますが、老人ホームの松風園側の屋根が大きく崩落するとともに、新館、デイ棟1階病院側の窓のそばに置いていた物が倒れ、窓が破損したほか、写真にはございませんが、正面玄関の柵が破損する等、様々なところで被害を受けました。また、東有岡ワークハウスにおきましても東棟の屋根の、棟の部分の鉄製のとめ具の大半がめくれ、数枚は外れる等したことにより、カーベストが複数枚崩落したほか、たい肥置き場として使用しているカーポートの屋根が崩落しました。

次に、別紙2の補正予算書、1ページの総括表をご覧ください。いま申し上げた被害を早急に復旧するために、両施設の日々の保全を行っている業者からの見積をもとに、工事費用としては総額23,406千円の支出を、その他の活動による収支のうち、その他の活動による支出、具体的には災害損失支出として計上したところでございます。それらの財源として、企業財産損害保険料を15,000千円と見込み、不足分は修繕積立資産を取り崩すことで対応しようとするものでございます。

これらの補正予算について、その後に接近した台風24号及び25号への対応を行った上で、それらが過ぎ去った直後の10月9日付で専決処分を行ったものでございます。報告第3号の説明は以上です。

- 議長 ただいま報告3号について事務局の方からそれぞれの説明がありました。この件について、ご出席の評議員の皆様からご意見ご質問ございませんか。
- 樋口評議員 申し訳ありません。よくわからなかった部分がありまして、送迎業務の委託が補正されたということですが、ワークハウスの方で新しい事業をされるということでしょうか。その内容を教えていただきたい。
- 事務局 ワークハウスは別の話でございまして、台風21号の被害によるものでございます。補正予算の第1号につきましては療養通所介護事業所、場所ですとケアハイツいたみの隣に訪問看護ステーションがございまして、その中で行っております事業で、従来から送迎業務を担当する職員を直接雇用して事業を行ってまいりました。その職員が退職したことで送迎業務ができなくなるため、送迎業務自体を委託するための補正予算でございます。
- 樋口評議員 退職されたのは年度途中で予測がつかなかったもので、このような専決をせざるを

得なかったということでしょうか。

○事務局 退職の届けが出てきてから職員の欠員補充を行う募集を行っていましたが、結果として採用に至らずに、業務自体を委託することにしたものでございます。

○樋口評議員 わかりました。

○議長 他に何かございますでしょうか。特にないようでございますのでこの案件は報告案件でございますので、すでに理事長の専決が終わっております。本評議員会におきましては専決処分のご報告を受けたということで了承したいと思います。ありがとうございました。

続きまして議案書の6ページになりますが、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第3号）」について議題にしたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第3号）」のご説明をさせていただきます。

その前に資料等のご準備しておりませんが、この議案につきましては平成30年度の予算概要の中でもお示ししておりましたとおり、また冒頭でも理事長が申し上げましたとおり、介護老人保健施設ケアハイツいたみの在宅復帰機能をより強化する観点から、また、地域の方々から相談をより受けやすくするために、居宅介護支援事業所をケアハイツいたみの事務所内に開設するために必要な予算を補正するものでございます。新しい居宅介護支援事業所の名称は、地域の方々にも長年親しみを頂いているケアハイツいたみを使用し、新規の指定申請届の提出スケジュールを考慮した上で、来年の2月1日開設を予定しております。そこで今年度は2ヵ月間で必要となる予算について、補正予算第3号に計上しております。参考資料の別紙4、補正予算書の29ページをご覧ください。まず、介護保険事業収入でございますが、ケアプラン作成費及び認定調査委託料の合計で604千円を計上してまいります。次に、人件費支出は職員1名分、事務費支出でそれぞれ必要な支出を計上し、合計で835千円を計上しておりますが、当初は管理者1名で開設し、来年4月以降に増員を図ることを予定しております。

そのほか、今回の補正予算第3号では、例年通り、いわゆる人件費補正を含めておりまして、4ページから36ページに内訳を示しております。これは、当初予算の人件費は、編成時点の職員の配置状況をもとに編成しておりますが、新年度の人事異動や新規採用、退職等の状況を踏まえた決算見込額との乖離を補正しようとするものでございます。

以上簡単ではございますが議案第3号のご説明を終わらせていただきます。

○議 長 ただいま議案3号について事務局の方からの説明がありました。1つは居宅介護支援事業所をケアハイツいたみ内に設けるということに関しての予算の補正、もう1つは人件費の補正というご説明だったかと思います。議案第3号につきまして皆様の方から、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○樋口評議員 よろしいでしょうか。居宅介護支援事業について、事業計画の中に位置づけがあって、今年度の2月からの予算を補正しようとするものであるということですが、当初予算の中でこのことを入れなかった理由はあるのでしょうか。

○事務局 昨年度来、皆様にご審議いただいております人事給与制度に取り組んできました。それは中長期経営計画に基づいて取り組んできたわけですが、その中で具体的にケアハイツいたみにいつからということはまだ確定ができていなかったということもございまして、今年度に入ってから新しい体制で事業を進めていく中で、今年度からその取り組みを進めたいということで、年度途中からの開設をさせていただきたいということでございます。

○議 長 全くなかった話ではなかったということで、その機会が来たというようなことであるかと思いますが。

○樋口評議員 こういった形で進められるということはよろしいのですが、今回、臨時評議員会という形で開いていただいておりますご報告いただくということで、新たな居宅介護支援事業所の開設について情報提供いただくということは異存ないのですが、例えば専決処分でこの予算を執行するというのは定款上問題があるのですか。

○事務局 そもそも専決処分というのは、理事会や評議員会を開催する時間的余裕がない場合について専決処分するものでございますので、こういった形で理事会の議決を経て評議員会で承認を得るという形で進めるべき案件については、専決処分は好ましくないと考えておりました。ケアハイツいたみ居宅介護支援事業所開設の準備が整った時点で、きっちりと皆様にお示しし承認をいただきたいと考えたところでございます。

○樋口評議員 わかりました。

○議 長 これは議案ですので、評議員会でお諮りするという定款に定められた重要事項であると思います。

他にご質問ございませんでしょうか。その他の補正予算の部分に関してもご質問等ありませんでしょうか。ないようでしたら決議に入らせていただきます。議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第3号）」は、本評議員会として承認してよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第3号）」を承認させていただきたいと思っております。

これをもちまして本日の審議事項は議事は以上となります。このほかの案件について事務局の方からご報告等ございますでしょうか。

○事務局 議案ではございませんが、先日の理事会でご報告しました規則改正について、この場でのご報告をさせていただきます。社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の新旧対照表を参考資料の方にお付けしております、そちらをご覧ください。職員の標準となります所定労働時間、始業時刻及び終業時刻を定めました改正後の別表第1でございますが、これは1ヵ月単位の変形労働時間制に移行いたしまして、1ヵ月を平均して1週間当たり40時間を超えない範囲で労働することで、各施設の繁忙期や閑散期に合わせて、柔軟に勤務シフトを作成することを可能にし、合わせて業務の整理や改善を図ることで、労働生産性を向上させようとするものでございます。ご覧のとおり、AからABまでの合計28パターンのシフトを組み合わせて、1ヵ月ごとに勤務シフトを作成することになり、その準備を進めておりまして、準備が整い次第変形労働時間制の方に移行いたします。細かいスケジュールではございますが、この前変形労働時間制のシフトを作成する担当者を対象に説明会の方を行ったところでございまして、今後、勤怠管理を行う職員等に対しましても周知の上、変形労働時間制のシフトへ移行することとしておりますが、その前提として本年10月1日付で規則を改正いたしましたのでご報告いたします。尚、5ページから6ページにかけましては、就業規則を再度改正したものでございまして、これは先ほどの議案で申し上げましたケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を開設するにあたりまして、同事業所を追加したものでございますが、こちらの改正につきましては、開設日に合わせて2月1日施行としております。その他の報告は以上でございます。

○議長 2点報告がその他事項でございました。1点は就業規則改正いわゆる変形労働時間制を導入するということと、ケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を2月1日に開設するというに伴う規則の改正の報告がございました。資料の方もいただいておりますが、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

特にないようでございますが、変形労働時間制につきましては労働基準法に定められており、一定の基準を設ける必要がございます。また労働者の了解もいるということでこのように変更されます。事務局の方でその他事項としてございましたが、評議員の皆様から何かありますでしょうか。台風の被害などかなりあったようでございますが、設備の方の被害があったのはご報告にはありましたが、利用者様

等人的な被害は大丈夫だったのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。老人ホームをはじめとしてまず停電が起きました。一部事業所、デイを中心とした事業所を閉鎖するということがございました。特に長期にわたって停電が続きましたのが、老人ホームと中央デイでございました。様々な工夫によりまして、利用者の方とともに乗り越えたところがございます。先ほど報告しておくべきでございましたが、老人ホームと東有岡ワークハウスの屋根の復旧に関してですが、先ほどの専決処分によりまして、工事の方には取り掛かっております。10月の末から足場を組みまして、工期については2ヵ月を予定しており、早ければ年内に終えたいと考えております。

○議 長 ありがとうございました。利用者様にとって大きな被害やお怪我がなかったのは何よりかと思えます。いずれにしましてもこれからも大きな災害は予想されるところでございますので、引き続き利用者様の安全安心に努めていただきたいと思います。それではいただきました議案、その他報告事項につきましては以上となります。進行に不慣れな部分は多々ありましたが、評議員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして本日の評議員会は閉会といたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後２時３０分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成３０年１１月２２日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者